

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 水道部（総務課、施設課）
- 2 監査の期間 平成 25 年 8 月 20 日～平成 26 年 1 月 15 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 25 年 10 月 23 日（水）
備品調査日 平成 25 年 10 月 23 日（水）
対面監査日 平成 25 年 11 月 18 日（月）
- 4 監査の範囲 平成 24 年度事務執行分
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 固定資産及び貯蔵品関係 固定資産、たな卸資産の管理状況
 - (2) 経理関係 調定、収入事務状況
 - (3) 契約関係 会計規程、契約規程の遵守状況
 - (4) その他 時間外・休日勤務命令、備品・物品管理状況
債権管理状況
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり指摘事項及び指導事項が認められた。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書で措置を促した。

(1) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、必要な是正措置を講じられたい。

○ メーター交差が発生した場合における、水道料金の還付・追徴について

- ・メーター交差により、納付後の水道料金に増減が生じたが、過大請求の還付のみを行い、過少請求については追徴の処理をしていなかったもの。

「事実」

平成17年度の量水器取替において、集合住宅の1階と2階の入居者のメーター番号を取り違え、いわゆるメーター交差が発生し、一方は過大請求、一方は過少請求を生じてしまった。

平成24年にメーター交差の事実が判明したが、実際に使用した分の水道料金より多く支払っていた納入義務者に対する還付の手続きを行ったが、少なく支払っていた納入義務者への追徴は「水道部の全面的落度によるもの」との理由からしていなかった。

このような還付のみの処理は調査した結果、判明したもので平成21年度以降4件であった。

「是正の意見」

- ・過少請求分は水道料金債権が時効期間を経過していないものについては、遡及して追徴
- ・不適正処理の再発防止のための取扱要綱の制定

正当な水道水供給によって生じた水道料金債権については、「誤請求の責任は市側にあるから」として過少請求分を追徴しないことは、到底認められない。誤請求の責任問題と債権の扱いは全く別個のものである。

地方財政法第4条第2項において、地方公共団体の収入は、適実かつ厳正に、これを確保しなければならないとされており、地方自治法第240条第2項により督促、保全、取立ての債権管理の義務が示されている。これら法の規定、さらには本市給水条例第45条をみても、客観的に存在する料金債権を法令によらず放棄、免除する裁量はない。

本件の過少請求に対する追徴をしていなかった処理は違法であるとともに、公正な料金徴収の原則に立つ地方公営企業としても信用を損ねる全く誤ったものである。

また、このような事務処理が多年にわたり水道部内でチェックされてこなかったことも組織として反省すべきである。

時効期間が経過していない料金を速やかに追徴を行うとともに、再発防止のため、時効等を考慮した還付・追徴の年限等を含めた、内部の取扱要綱を制定し、法令に基づく適正な徴収事務の徹底を図られたい。

(2) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○ 一箕町八幡配水管布設替工事にかかる事業損失防止施設費（家屋事前調査費）の設計・積算について

（改善すべき事項）

・ 適確な現地調査及び適正な設計・積算の実施

当該工事（※）は、滝沢浄水場からの水道本管で口径 700mm という大口径の工事であり、掘削深度、道路幅及び沿線の家屋の立地状況などを考慮して、振動、地盤沈下等に起因する事業損失を未然に防止するため家屋事前調査費を計上している。

今般、この家屋事前調査費について調査したところ、当初設計において調査対象件数 3 件、直接経費 464,000 円を計上しているが、これについては、対象箇所の工事が中止になったため、家屋事前調査が必要でなくなったとの説明であった。

しかしながら、その後、当初設計では想定せず、必要性を認めていなかった別の箇所について、変更設計により家屋事前調査費として調査対象件数 18 件、直接経費 1,849,400 円を変更計上している。

これについては、当該工事発注後、受注者からの協議により初めて家屋事前調査の必要性を認識したことから、当初設計で積算した箇所とは違う箇所の家屋事前調査費を改めて計上したとのことである。

当初設計において、家屋事前調査の必要箇所の把握が適確にされておらず、設計・積算のあり方として適切とは言えない。事業損失防止施設費の積算は現場状況、条件を適確に把握し、必要額を適正に積み上げるとの原則から外れている。

今後、設計・積算に当たっては、設計者が現場状況・条件の適確な把握を行い、専門的な技術検討のもとに、正確な設計・積算を行うべきである。また、検算及び設計審査による内部チェック機能の充実を図られたい。

※ 一箕町八幡配水管布設替工事 L=287.1 m 請負額 132,007,050 円

○ 水道部主催のボランティア活動での公用車使用について

（改善すべき事項）

・ 公用車運転従事の場合における公務取扱いの実現

水道部においては、職員が、例年水道週間にあわせ、水道部主催による東山ダム周辺の清掃へボランティアで参加し、清掃時のゴミ収集のため、数台の公用車を使用している。この使用は、公務ではなく、ボランティア活動への供与とのことであった。

また、公用車を運転する職員について、公務外という理由により時間外勤務命令はされていなかった。

この公用車運転中の事故発生時等の責任の範囲、補償のあり方等を調査したところ、職員への対応は別途加入の全国市長会市民総合賠償補償保険により補償されるとのことであったが、公務時の公務災害における補償と比べその補償内容は限定的で手薄である。また、相手方への補償は水道部主催のため水道部が責任を持つとのことであるが、公務外との考え方からすれば、水道部が相手方にどこまで公費で責任を負うことができるのかについても疑問である。

公用車は原則として公務に供するために調達された自動車であり、運転従事者も同様であると考えられる。職員が一私人として、ボランティアとして参加することは評価するが、危機管理として現行制度の中で万全を尽くすべきである。

今回の事案については、水道部主催の事業において、水道部職員が公用車を運転しているのであるから、その運転業務にかかる時間は公務として取り扱うことが適当であり、改善を図られたい。